

人権擁護に関する 施策の基本計画



概要版



2022（令和4）年4月 近江八幡市

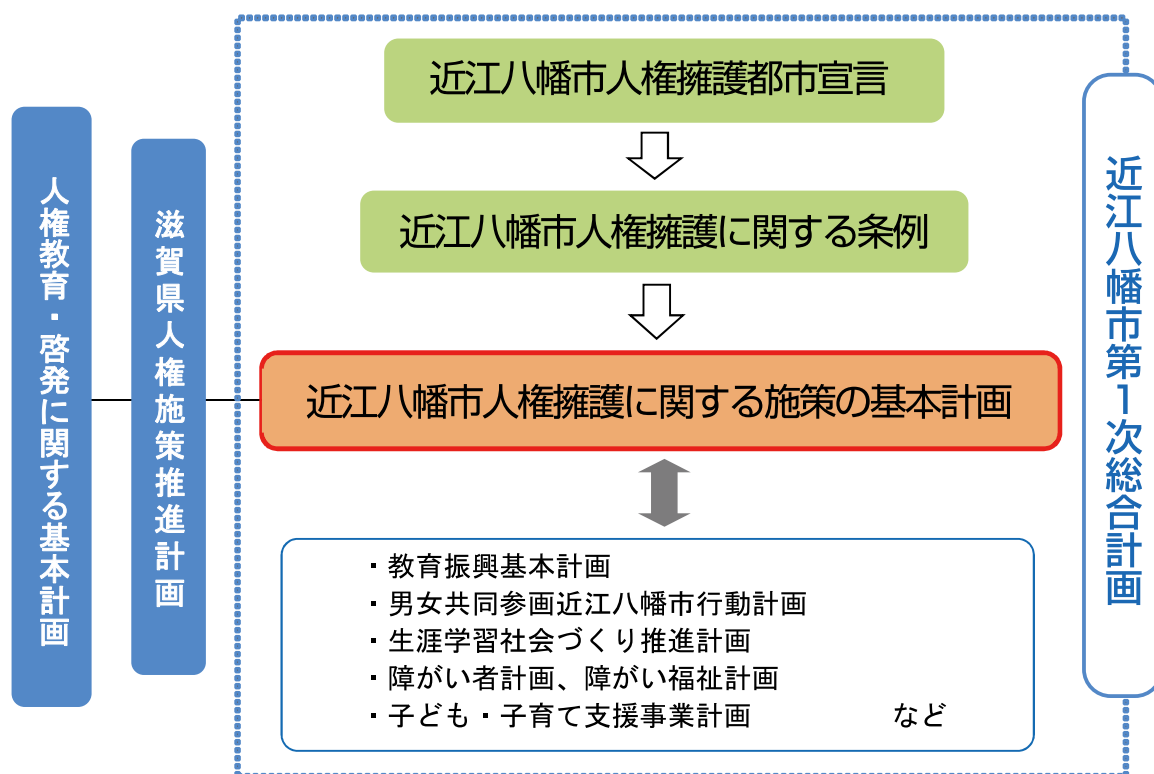
■計画の趣旨

本市では、これまで「人権擁護都市宣言」や「近江八幡市人権擁護に関する条例」の趣旨を具体化するべく、2012（平成24）年に「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、人権教育や人権啓発等の取り組みの方向性を示し、人権擁護に関する各種の施策を実施してきました。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画、障がい者、高齢者、外国人等に関する人権問題は未だ根強く存在しています。また、インターネット上での差別発言や誹謗中傷、感染症の拡大に伴う感染者等への差別問題、性的指向・性自認に関する偏見、差別など、新たな問題が顕在化するなど、人権教育や啓発などの人権施策の必要性はますます高まっています。

「近江八幡市第1次総合計画」（2019年3月策定）では、目標の一つに「一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります」を掲げ、人権施策によるめざす姿を「市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を正しく理解するとともに、異なる文化を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会に向かっていきます」としています。

根強く残る差別や新たな人権問題を解決し、全ての市民が人権侵害を受けることなく、自分らしさを発揮しながら、いきいきと暮らしていけるまちとなるよう、これまでの施策を検証し、今後の人権施策の方向性を明確にするため、新たな「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定します。

◎計画の位置づけ



■計画の期間

計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5か年とし、国・県の動向、社会経済情勢の変化、市の上位計画の策定等を踏まえて見直しを行うものとしします。

■ 基本理念

1. 国際的な視点に立った人権意識の形成

多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する意識・感覚をより一層深め、国際的視野に立った互いの人権・個性を尊重する人権意識の高揚に努める必要があります。

2. あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

あらゆる差別をなくし、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成が必要です。

■ 基本施策の展開

基本施策 1 人権教育の推進

① 就学前教育・保育及び学校教育における人権教育の推進

- 1) 人権保育・人権教育の推進
- 2) 教職員の豊かな人権感覚の育成
- 3) 相談・支援に関わる体制の整備

② 生涯学習における人権教育の推進

- 1) 人権学習の推進
- 2) 市民の主體的な人権学習への支援

基本施策 2 啓発活動の推進

① 啓発活動の推進

- 1) 市民への啓発活動の推進
- 2) 事業者、団体等への啓発の推進

② 事業者、団体等の啓発活動への支援

- 1) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

基本施策 3 相談体制、支援体制の充実

① 相談・支援体制の強化

- 1) 相談窓口や支援機関の周知と活用
- 2) 相談・支援体制の強化

② 関係団体、関係機関との連携強化

- 1) 関係団体、関係機関との連携

基本施策 4 連携・協働による人権施策の推進

① 市民、事業者の参加の促進

- 1) 市民の参加の促進
- 2) 事業者の参加の促進
- 3) 市民活動への人権の視点の醸成
- 4) 関係団体、関係機関とのネットワークの強化
- 5) 関係団体への支援

② 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 1) 人権尊重の視点に立った施策の推進
- 2) 個人情報保護

③ 人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成

- 1) 体系的な人権研修プログラムによる職員の育成
- 2) 専門分野の従事者への研修の推進

分野別施策の展開

1

女性の人権

- ① **男女共同参画のための人権意識の教育・啓発**
 - 市民に向けた教育、学習・研修のための環境整備の推進
 - 地域に根ざした意識啓発や広報活動の実施 など
- ② **男女共同参画実現に向けてのあらゆる場での女性参画の拡大と連携の促進**
 - 市民、事業者、市が男女共同参画推進のための意見交換ができる場の設置
 - 政策・方針決定過程における女性の参画の推進 など
- ③ **暴力とハラスメント根絶のための取り組み**
 - 暴力およびハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発
 - 性犯罪・虐待防止のための啓発・学習機会の提供 など
- ④ **ワークライフバランスの実現に向けた男女共同参画の推進**
 - 仕事と家庭を両立できる職場への取り組みの推進
 - 地域での子育ての支援体制の整備

2

子どもの人権

- ① **子どもの権利に関する意識の向上**
 - 子どもの権利に関する啓発・広報の充実
 - 子どもの権利学習の充実 など
- ② **子どもの権利保障の推進**
 - 家庭において子どもの権利を保障するための環境整備と支援
 - 保育所、幼稚園、こども園、学校等における子どもの権利保障の推進 など
- ③ **子どもの意見表明・社会参加の促進**
 - 子どもの意見表明・参加を図るための機会の保障の推進
 - 子どもの自主的・自発的な活動を支援するための条件整備の推進 など
- ④ **子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復**
 - いじめ、虐待、体罰等への相談支援体制の充実
 - 不登校の子どもへの理解と支援 など

3

高齢者の人権

- ① **地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備**
 - 相互理解を深めるための交流機会の拡充
 - 地域活動を担うグループ・団体の支援
 - 誰もが気軽に集える居場所の提供 など
- ② **利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進**
 - 一人暮らしの高齢者が安心して在宅生活できる環境の充実
 - 権利擁護のための相談体制の充実
 - 施設入所者の人権への配慮 など



4

障がいのある人の 人権

- ① **地域における自立・社会参加への支援**
 - 障がいの正しい理解のための広報・啓発活動や福祉教育活動
 - 障がいのある人の地域生活を支える相談支援の充実 など
- ② **利用者主体（自己選択、自己決定）の支援と権利擁護**
 - 施設、事業所等での障がいのある人の権利の擁護
 - 地域アドボケート*¹の周知と差別解消に関する相談支援 など
- ③ **すべての市民にやさしいまちづくりの支援**
 - 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく全ての人が安全かつ快適な生活環境づくりの推進
 - 地域移行支援や地域定着支援等の充実 など
- ④ **障がいのある子どもたちへの教育の推進**
 - 早期療育の推進と療養機能の充実
 - インクルーシブ教育*²システムの推進のための研究と体制の整備 など

5

同和問題 (部落差別)

- ① **教育・啓発の充実**
 - 市民、事業者への啓発の充実
 - 学校や地域における人権教育の充実 など
- ② **研修の充実**
 - 職員や事業者等への差別意識の解消と人権意識高揚に向けた研修の充実
 - 職員や市民一人ひとりが考える参加型研修の充実
- ③ **調査の実施・相談体制の整備**
 - 差別事象等に関する相談・調査体制の充実
 - 本人通知制度*³の周知に向けた広報の充実
- ④ **関係団体、関係機関との連携の促進**
 - 同和問題解消のための情報の提供・交換の推進
 - 講演会、研修などあらゆる機会の場の提供や参加の促進

6

外国人住民の 人権

- ① **行政サービスの充実**
 - 情報提供、相談体制の充実
 - 言語や生活習慣等の違いに配慮した行政サービス情報の提供方法の改善
- ② **多文化共生教育の推進**
 - 就学の権利の保障と学習環境の整備
 - 日本人と外国人が互いに認め合い尊重し合える多文化共生教育の推進 など
- ③ **社会参加の促進**
 - 外国人住民の意見聴取の仕組みづくりの推進
 - 市の審議会等の委員への参加の促進 など
- ④ **多文化共生意識の形成**
 - 異文化交流を促進し、市民に対する多文化共生の考え方の広報・啓発の充実
 - 市職員・教職員への人権意識や多文化共生意識の啓発に向けた研修の充実 など

*1) 地域アドボケート：自身で相談することが難しい障がいのある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う。

*2) インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことにより共生社会を実現する教育のこと

*3) 本人通知制度：市町村が住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者等に交付した場合、本人に交付を通知する制度。身元調査等を目的とした不正請求の発見や不正取得の未然防止の効果が期待される。

7

性的指向・性自認 (性同一性) に関する人権

① 教育・啓発活動の充実

- 教員、市職員に対する性の多様性への理解を深めるための研修機会の充実
- 児童、生徒への教育・学習機会への充実 など

② 相談体制の充実

- 様々な媒体を活用した相談窓口の周知
- 関係機関・支援団体等との連携強化

8

インターネットに おける人権

① 情報の受発信における教育・啓発の推進

- 情報モラル^{*4}・情報リテラシー^{*5}の必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 不正な情報入手や差別情報防止のためのネットワークの形成 など

② インターネットにおける人権侵害への対応

- 相談窓口に関する情報の周知
- 人権侵害事象に迅速、適切に対応するための関係機関との連携強化

9

患者（感染者） の人権

① 患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進

- インフォームド・コンセント^{*6}、患者の自己決定権の保障等の患者への人権の配慮
- 医療情報の適切な管理と患者本人への情報開示及び相談体制の整備

② 感染症の患者等への差別・偏見の解消

- インターネットによる広報
- 小・中学校での教育・啓発活動の推進

③ 感染症の患者等への人権擁護の推進

- 入院延長勧告などの措置に関わる人権擁護
- プライバシーの保護

10

様々な 人権課題

① 固有の歴史・文化をもつ人々の人権

② 犯罪被害者の人権

③ 刑を終えて出所した人の人権

④ 災害被災者の人権

⑤ 人身取引被害者の人権

⑥ 拉致被害者の人権

*4) 情報モラル：情報発信倫理。

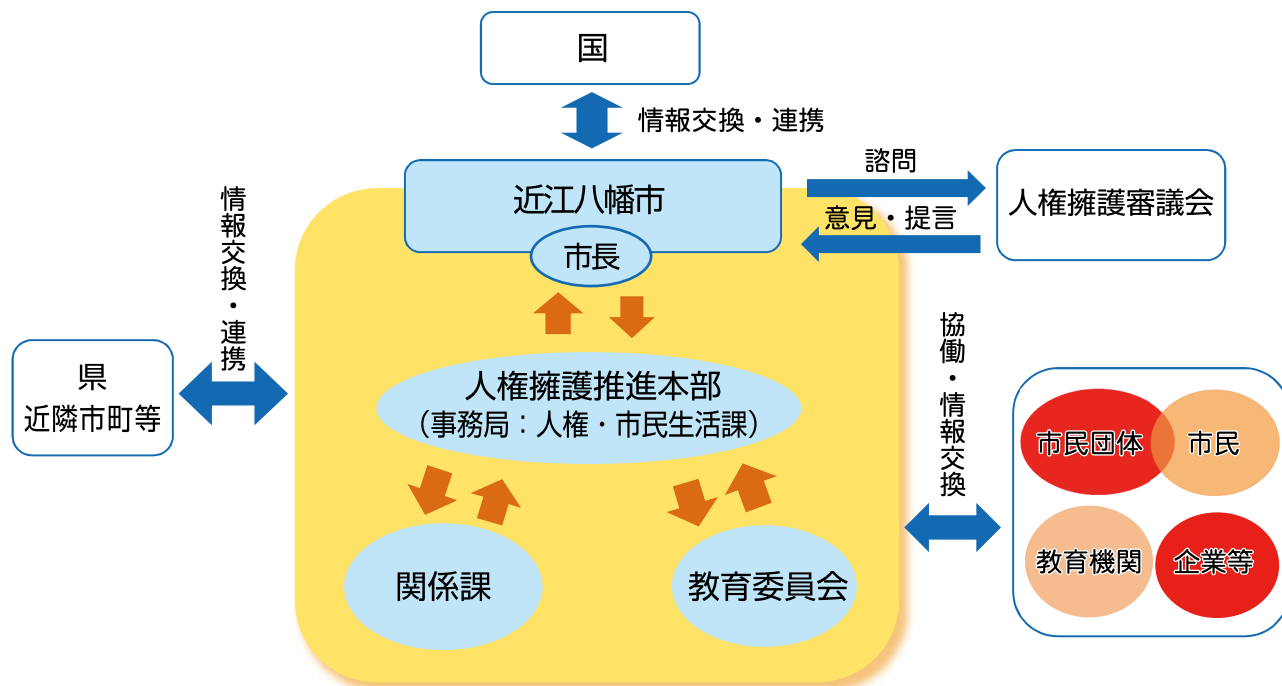
*5) 情報リテラシー：情報を正しく使いこなす能力のこと。

*6) インフォームド・コンセント：医療行為（投薬・手術・検査等）や治験等の対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分理解した上で、対象者が自らの自由意志に基づいて医療従事者と方針において合意すること。



■推進体制

人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、市行政組織内の市長部局及び市教育委員会の関係所管課の綿密な連携により、全庁的な体制で推進します。



■各機関との連携・協力

人権施策の推進にあたっては、行政や教育機関、市民団体、企業等の果たす役割が極めて大きく、それぞれの分野及び立場において自主的に取り組むとともに、互いに有機的な連携を保ちながら推進します。

■計画のフォローアップ及び見直し

人権施策の実施状況を確認、検証するとともに、その結果を以後の教育・啓発に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。また、社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、見直しを行います。

■近江八幡市人権擁護都市宣言

わたくしたちは、近江八幡市民として、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重する。

人権を互いに侵さず侵されず、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

わたくしたちは、不断の努力によって相互の人権を擁護するためここに近江八幡市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

■近江八幡市人権擁護に関する条例（抜粋）

近江八幡市は、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重するとした日本国憲法の理念と近江八幡市人権擁護都市宣言の主旨のもと、「差別をしない、させない、許さない」世論の形成及び人権尊重に努め、あらゆる人権侵害をなくし、市民の幸福を追求するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、あらゆる人権侵害をなくし、人権意識の高揚を図り、明るく住みよい「人権擁護都市」の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに市民の人権擁護に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、基本的人権を尊重するとともに、あらゆる人権侵害を許さない意識の喚起に努めるものとする。

2 市民は、あらゆる人権侵害をなくするための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（市の施策の推進）

第4条 市は、あらゆる人権侵害をなくするため、社会福祉の充実、職業の安定、教育及び文化の向上、人権擁護等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（啓発活動の推進）

第5条 市及び市民は、あらゆる差別をなくするため、啓発活動を効果的に推進するとともに、人権侵害をなくする世論の醸成に努めるものとする。

人権擁護に関する施策の基本計画＜概要版＞

2022年（令和4年）4月

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236 電話：0748-36-5881 FAX：0748-36-5553